

## 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（令和2年度分）の進め方等について

### 1 計画策定の経緯

- 国は、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から本格実施することとした。新制度では、子ども・子育てを取り巻く環境変化を踏まえ、区市町村を実施主体として、幼稚園や保育施設のみならず、地域のニーズに応じた総合的な子ども・子育て支援の拡充を計画的に進めることとした。
- これを受け、本区では、平成27年度に、子ども・子育て支援法第61条に基づく「杉並区子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」を策定した。また、平成29年度には、中間年の見直しを行い、平成30・31年度の2か年計画として改定した。
- 令和元年度（平成31年度）に第1期の計画期間が終了することから、国の基本指針を踏まえ、令和2年度から令和6年度の5か年を期間とする「杉並区子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定した。

### 2 点検・評価の目的

子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るため、子ども・子育て会議の意見を聴き、毎年度における同計画の進捗状況を点検・評価し、必要な措置を講じるために実施する。

### 3 点検・評価の方法

子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定後、初年度の点検・評価となる。点検・評価の基本的な考え方については、第1期計画と同様とし、主として次の内容により行う。

- ① 「量の見込み」及び「確保量」の計画数値と実績値との比較
  - ② 計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の必要な措置に関する考え方を明示
  - ③ 上記について、令和2～令和6年度の状況を示し、令和2年度分の点検・評価を総括
- ※ 詳細は、別添「杉並区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（平成元年度分）に係る点検・評価結果について」参照

### 4 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年7月～ 点検・評価票の作成・分析等
- 令和3年10月 子ども・子育て会議で意見聴取
- 令和3年10月～ 点検・評価票の修正・まとめ
- 令和3年11月 区ホームページで公表